

## 藩政時代の農民

集録・解説 附 柴 弘

## (2) 分地制限令

—延宝元年禁令—

名主・百姓、各田畠持候大積<sup>(2)</sup>名主ニ捨石以上、百姓捨石以上、夫より内持候士<sup>(3)</sup>は、石高又<sup>(4)</sup>よりに分付申すまじき旨仰せ渡され、畏々奉り候。若相背キ候ば、何様の曲事<sup>(5)</sup>にも仰せ付ける可き事。

(注) みようしら、なぬし、関西では庄屋

(2) あらましの計算

(3) 百姓は十石以下は分地が出来ない。

(4) 遣罰される事

一、当時の収穫高(上中下)差異あるが、反当五俵がいいと云ふ、つまり二石であるから、十石なら大凡そ五段、それ以下以分地が出来ない。農家では長子だけが一括相続、次男以下は養子に行くが、本家の使用人へ甘んずる外なかつた。

二、農地の分割による零細化を防ぎ、年貢收納の安定化を図るべく施策であつた。

## (1) 農政の方針

推現様御代每年 秋先に至リ諸御代官衆支配所へ御殿下され候節は、何モ御前へ召され、御直に上意を成し下さ<sup>(1)</sup>及<sup>(2)</sup>節、兼々も仰聞かざる者通り、郷村百姓共をば、死ぬ様に忠<sup>(3)</sup>め様にて合意いたして、収納申付る様にとこれ有る上意をば、仰せ戒されたる事也。<sup>(4)</sup> (落穂集)

(注) (1) 德川家康 (2) 生き残る最少限のものを残し、尚ほ全部しほうとすること (3) 德川幕府の百姓処遇の姿勢がうかがえる。

## (3) 田畠永代売買の禁令

寶永二十年秋三月

堤川除<sup>(1)</sup>普請<sup>(2)</sup>其外在方取扱之儀に付御書付

身上よき百姓、田地を買取り、いよいよ宜しくなり、身代成らざるものは田畠<sup>(3)</sup>活<sup>(4)</sup>せしめ、猶<sup>(5)</sup>身上成るべからざるの間、向後田畠売買<sup>(6)</sup>停止たるべき事。

(注) (1) ハシマツリ (2) ハシマツリ (3) ハシマツリ (4) ハシマツリ (5) ハシマツリ (6) ハシマツリ

(7) 御勅書實保集成

## (4) 儉安御饋書

一、公儀御法度を恐れ、地頭・代官之事おろそかに存せず、又名主・組頭をば<sup>(1)</sup>眞<sup>(2)</sup>の親ともおもふべき事。

二、名主・組頭をば<sup>(1)</sup>眞<sup>(2)</sup>者、地頭・代官之事を大切に存じ、年貢を能く済<sup>(3)</sup>し、公儀御法度を背かず、小百姓身持き能く仕る様に申し渡すべし。

三、酒・茶を買ひ、の及申すまじく候。妻子同前の事。

四、百姓は、分別も古く末の考<sup>(4)</sup>もなき者候ゆえ、秋に成り候へば、米・雜穀を古<sup>(5)</sup>と妻子にもくわせ候。いつも正月・二月・三月時分の心<sup>(6)</sup>も古<sup>(7)</sup>、食物を大切に仕るべく候<sup>(8)</sup>つき、雜穀束<sup>(9)</sup>に候間<sup>(10)</sup>、米を多く喰<sup>(11)</sup>つぶし候は放<sup>(12)</sup>うに仕るべく候。

(注) (1) 条令拾遺

(2) 賢産のないもの、(3) 売りはらう (4) 土地売買の禁止

よく解釈すれば土地持百姓の保護安定であるが、いかなる小作、水呑百姓は今までたつても浮かばれまい。

(注) (1) 幕府がよどみの政令をすすめ、(2) 元々百姓こそ衰れな存在であった。

② 藩祖高政勸農の控書

(102+10) —

接

(一) 耕作仕事候時分は、おとこの儀は申すべく候。

人なもあり次第まで申すべく候。田島のくさは一番くさニ番三番四番くさまでと申すべく候。

ベキ事

(二) 田島仕事候時分、おとこの儀は申すべく候。見あい次第にやかうめい(窮命)せしむべき事。

(三) かうやく仕事候間及、朝めしもひゑめしも夕めしも、女らもかうやく場所持出しくわせ申すべく候。宿にもどりめした候はば、(曲言)へ罰するべき事。

(四) 野原に牛馬つなぎ候事はくろしからず候。田島ちかく所で牛馬をと牛馬をはなちおき候事くせごとくて候。此後牛馬をはなちおき、田島の立毛へ稻や麦などの穀くわせ候はば、其牛馬の放し、くせごとにおこなうべき事。

(五) みちより外、田島の中をすぢかいとおき候事くせごとにて候。湖岸の旨堅く郷中相ふれ、此のちとおりしもの候はば、からめとり此方につれきたり候はなむ美加うべき者也。

古条々郷内其庄屋として堅く相ふれ申す可く候。若此の旨相そむくものあらば、くせごとにおこなうべきもの也。

慶長十一年正月二十四日

伊勢守(花押)

—— 二月 挑書は津久見村・下野村大庄屋宛ものが現存する。鶴屋城竣工の年はじめて全額内々出し方農耕奨励の挑書である。五ヶ条の趣旨、やわしく読めばなかなか面白

白い。耕作しつけの時期、当社方では根付け時と云ふが、タガレしも野良で食おせよとはちと酷である。第四条の、他人の田畠をすぢかいた通つたものを告発すれば、褒美をやると云ふところ及、どうもいたたけない。

③ 正月五日より作業のすすめ

熊本と申触候

(一) 未年は普請諸事、役目免じ申すべく候間、其心中にて、正月五日より荒地田畠起し申すべく候。荒地これ無き所は、さうはなむと申すべく候事。

井戸不足ある所は、ほりだし申すべく候。

(二) 井手普請、正月五日より急處へ必ず仕るべき事。

(三) 面々家普請油断なく致し、有付き候様に仕るべく候事。家ねらがきかやがき仕り候儀、忽じて無用に候。放りかべに重々念を入れ、うちを返し申すべく候。あらがきなどは火用心患敷候間、斯く申遣候。

(四) 前より走り候百姓(他國へ逃亡の百姓)これ有らば、役目等免じ申すべく候間、罷り帰るべき由申触候て、士官こし申すべく候。他所他國より参り候百姓共これ有らば、馳走致し有付き申すべく候。

尚、図書、丸左衛門、主殿より申し遣はすべく候。

慶長拾四年

伊勢守

(花押)

ハコイ

源四郎

ヘ

—— 佐伯藩の施政又、前向きでおり、百姓の立場とかなり理解しながら、ナカ細かにやまとーいふことがうがえで西日本。荒地へ開拓灌漑井手、水路、井戸足りなどは、当然減水時農耕期の正月早々から手がけることを奨めている。よくお詫びである。

(七) 大鳴開発の獎励

当大鳴浦の儀、屋敷方の儀日中すに及ばず、野にても山にてモ竹木伐リはらい、麦なり共粟なり共作耕申すべく候。年貢の儀は永代免じとらせ候間、作取りに致すべく候。堅く其意を得、驚き作り取る可キ者也。

元和四年

伊勢守

十一月廿九日

高政(荒押)

大鳴の庄屋  
市兵衛方へ

大島(鶴見町大島)の開墾獎励が、年貢永代免除といふことになると少し変であるがこれには他意がちつてのことと推測してゐる。とにかく島に定住することとやつまとなつてすすめたのである。

この文書は大島地下的神崎信房氏の家に現存している。

(八) 御仕置五人組帳物

(一) 文化十二年のもの(農耕關係のもの)抜粋  
田畠少の所成共荒地起返又は切添切開等仕候日、夫と云走路の所たりといふこと、無還可申出、若隱田畠等の地有之は當人は不及申、詮議の上隣地の者并其村庄屋組頭五人組追急度可為曲事。

(二) 百姓持高分申儀、老人前拾石合内ニ当り候及配当不仕、不残惣領ニ譲へし、惣て分地設候とも或は新規ニ百姓有付候日可注進、跡式の儀存生の内庄屋組頭立会書付等致置、後日出入無之様兼て可心掛事。

(三) 御年貢米の義前々の通隨分致吟味、米俵米持入候初秋稻刈上候節々百姓鎌々作高の内、上米の分御年貢米除置下米の方を以作徳飯米又及小作入上米六可仕候尤幾俵格極、入念郷中定の通貫目相前様可仕事。

(四) 御治世の御惠乞請、百姓安樂心修耕芸時々随ひ農業相勵候事未々の者追朝暮難有可奉存候事。  
百姓身持の儀、聊<sup>か</sup>べても奢<sup>か</sup>う間敷儀不仕、惣て自立候家作不仕、並衣類の儀庄屋妻子ヲ始、ホタク者追絹細類及袖口半襟等にモ不仕、都て百姓に不似合品着用仕間敷候。尤無益の器物等々不相調、第一農業昼夜無油断出精仕、油方山<sup>ハ</sup>稼<sup>ハ</sup>貯<sup>ハ</sup>可成儀<sup>ハ</sup>見斗<sup>ハ</sup>緑之諸物潤澤<sup>ハ</sup>、猥<sup>ハ</sup>遣<sup>ハ</sup>捨不申、食物及雜穀<sup>ハ</sup>第一にハ太<sup>ハ</sup>尤幼少又は年寄候て穢不成<sup>ハ</sup>ものは、草木の葉根其外

日々の物を取置候て夫食<sup>ハ</sup>たり<sup>ハ</sup>いたし雜穀ヲ<sup>ハ</sup>置<sup>ハ</sup>凶年之節不及飢<sup>ハ</sup>、百姓相続候様ニ兼て心掛<sup>ハ</sup>けむ<sup>ハ</sup>キ事。

(五) 氷穀の類損失無之能出来候様心掛可申候 尤育米田畠損毛無之様被仰出候 若疎略にいたし少<sup>ハ</sup>所にても荒作の様於致置は吟味の上地主ハ不及申、庄屋組頭追急度可申付候 独身の百姓、長頬又は夫<sup>ハ</sup>離<sup>ハ</sup>れ、或は幼少<sup>ハ</sup>て親<sup>ハ</sup>離<sup>ハ</sup>れ耕作<sup>ハ</sup>仕付難成者有之は庄屋組頭立会村中助令、田畠不荒様<sup>ハ</sup>可仕候。且又少夫<sup>ハ</sup>に成り又或不意の難<sup>ハ</sup>あり身上袁難文者有之日、親類<sup>ハ</sup>不及申庄屋組頭申合助抱心添可致事。

(六) 田畠少の所成共荒地起返又は切添切開等仕候日、夫と云走路の所たりといふこと、無還可申出、若隱田畠等の地有之は當人は不及申、詮議の上隣地の者并其村庄屋組頭五人組追急度可為曲事。

## ④ 年貢上納準備の通達

覚

御年貢上納之時節ニ相成候間、道橋丈夫ニ令修復口上取揚等ニ罷出候者共、火之元簾ボ之無之様精々心を配り夜分風立候節は火の廻り不意様別に入念可申、且又糸敷旅人物貢等搬ニ為入之申間敷、兼而申付置候通例之場所江停止札建置、若入込候は早々送り出し一宿ト貸申間敷候。假令御領内之寺社山伏たりとも諸上納皆済無之承施無用ニ候間、右之趣末々百姓共迄可申聞候。

此回状令請印 早々頗達留公袁野半太夫方へ可相返候以上

成 九月六日

山田 藤左衛門

(此狀十二日受取)

古藤五郎左衛門

⑤ 年貢旨納挨拶

覚

山口古賀は時の郡奉行、回狀と出したのが九月六日、頗速されて赤水村口届いたりが九月六日、大急ぎに写書をとり、回狀には請印をして、次の大庄屋に送つた。

この通達写は次々と共直川村安藤大庄屋跡にある。

右者當申歲 御年貢米之儀十月廿九日初穫相納、十二月五日皆済仕候 尤其節伏萬安藤弥十郎、小庄屋猪左衛門、皆合兼右衛門罷出首尾能相紹 御家老 御番頭 御部代 其外御勘頭 御代官其外御役掛皆々廻勤仕、同日罷返り申候 以上

萬延元申年十二月六日

ニカニ通皮赤木村大庄屋 安藤佐平の覚書、留書  
で、当時の農民生活についての貴重な資料である。  
所蔵者は、南海郡郡直川村大字赤木 安藤徳治氏。

## ⑤ 麦样借願

一 麦 拾 石

右者當浦百姓共之内、難於仕候ニ付書面之麦样借仕度奉願候 御慈悲之上右願之通被為 仰付被下候はば難有仕合可奉存候 尤返上之儀日被 仰付次第急度上納皆済可仕上候 依奉願候如如件

嘉永六年三月二十二日

進 上 役 人 印

進

ニ此は藩庁に提出した願書の控書、役人印と共に  
右てこには朴役人である庄屋、組頭、頭百姓などの連名捺印である。

尚この願書と共に借用麦(又は米)の返済、大て「分割返済」の方法を書いた御請証文を出している。

これは羽柴浦(南海郡郡鶴見町)の御落(終代)の保管して  
ある古文書で、前掲のよう(三月)に麦拾石を借用して  
いる上に引続き米を次々と借りている。

嘉永六年十二月 米五拾石 借用

〔嘉永七年十一月〕 米五拾五石 借用

安政二年十一月 米四拾六石 借用

(提供 羽柴浦安部孫吉工門氏)